

○道路使用許可取扱要領の制定について

令和6年3月18日
道本交規第4465号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道路使用許可の取扱いについては、これまで「道路使用許可取扱要領の制定について」（令4.3.16道本交規第4490号。以下「旧通達」という。）の通達により行ってきたところであるが、所要の改正を行い、令和6年4月1日から運用することとしたので適正な事務処理に努められたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

記

1 改正の趣旨

道路使用許可の申請受理及び許可証の交付状況を管理する簿冊の様式が定められていなかったことから、管理様式を新設するとともに、交通幹部による点検要領を定めることにより不適正事案防止を図るもの。

2 主な改正点

- (1) 道路使用許可申請取扱状況の管理様式及び点検要領の制定
- (2) その他様式の見直し、文言の整理など所要の改正を行った。

道路使用許可取扱要領

第1章 総則

第1 趣旨

警察署長（高速道路交通警察隊長、各方面本部交通課長及び十勝機動警察隊長を含む。以下「署長」という。）が行う道路使用許可及び道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合の協議の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第2号。以下「命令」という。）、道路交通法施行細則（昭和47年道公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 道路使用 道路の一定面積若しくは上空を継続的に使用し、又は道路を特殊な目的若しくは方法によって使用し、若しくは通行することをいう。
- (2) 道路工事 道路の維持、修繕、改良その他の管理のため、道路において行う工事又は作業（請負に係るものを含む。）をいう。
- (3) 路面の復旧 道路を掘削した場合に、その道路を在来の路面と同一の状態にすることをいう。
- (4) 路面の覆工 路面を鉄材、木材等により覆い、交通を開放できる状態にすることをいう。
- (5) 管路埋設工事 水道管、下水道管、ガス管、電話線、送配電線等の地下埋設工事をいう。
- (6) 軌道工事 路面電車軌道の維持、修繕及び改良のための工事をいう。
- (7) 地下鉄工事等 地下鉄工事、地下道工事その他これに類する工事をいう。
- (8) 道路工事等 道路工事、管路埋設工事、軌道工事及び地下鉄工事等をいう。
- (9) 高架橋作業 歩道橋、こ線橋等の架設、改良及び修理に係る作業をいう。
- (10) 架空線作業 電車、電気、電話等の架空線の作業をいう。
- (11) マンホール作業 既設のマンホールを使用して行うケーブル等の引込み作業及びマンホール内の接続、点検、清掃、補修等の作業をいう。
- (12) ゴンドラ作業 道路の上空において、つり足場（いわゆるゴンドラ）を使用して行う建設作業及び高層建築物等の清掃、補修等の作業をいう。
- (13) バス停留所等の上屋 バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室に付随して設置される上屋をいう。
- (14) 上空工作物 道路の上空に設ける工作物で、ベルトコンベア、パイプ等上空通路以外のものをいう。
- (15) 主要幹線道路 高速自動車国道、一般国道、自転車専用道路、主要道道及び車道幅員14メートル以上の道路をいう。
- (16) 電子申請 電子情報処理組織を使用する方法により行われる道路使用許可の申請、又は道路使用許可証の記載事項の変更の届出若しくは再交付申請をいう。

第2章 許可の基準等

第3 通則

- 1 法第77条第1項の規定に基づく署長の道路使用許可の基準及び取扱要領は、この章の定めるところによる。
- 2 法第80条の規定に基づく道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合の協議に係る事項の事務処理については、この章の規定を準用する。

第4 工事及び作業（法第77条第1項第1号に掲げる道路使用）

項	目	要 旨
1	範 囲	<p>法第77条第1項第1号にいう工事及び作業とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 道路工事等</p> <p>イ 高架橋作業、架空線作業、マンホール作業及びゴンドラ作業</p>
2	許可の基準等	<p>(1) 道路工事</p> <p>ア 同時に工事を行うことができる区域（以下「工区」という。）の延長は、土砂、資材及び機具類の置場を含めて、市街地では1街区又は70メートル以内、その他の場所では100メートル以内とさせること。ただし、工区と工区の間を100メートル以上離れた場合は、2以上の工区を同時に行わせることができる。</p> <p>イ 車道幅員が、6メートル以上11メートル未満の場合は縦断2分割、11メートル以上の場合は縦断3分割以上に分けて行わせること。ただし、分割して行うことが技術的に困難な場合又は交通が閑散であって近く回路がある場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 道路を横断して行う工事は、2以上に分けて行わせること。</p> <p>エ 沿道建築物等の出入口をふさぐ場合は、必要な通路を設けさせること。</p> <p>オ 工事用資材、機具及び掘削土砂の運搬は、努めて工事現場の車両の進行方向から見て、その前面から行わないようにさせること。</p> <p>カ 工事の施工に伴い整理誘導その他必要があると認めるときは、昼間は赤旗（おおむね0.5メートル平方）を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員をその両側に配置させること。</p> <p>キ 工事に伴い道路交通及び沿道の家屋、工作物等に危険を及ぼすような重大な事故の発生が予想される場合は、危険区域の通行制限及び付近住民等の避難誘導の措置を講ずるため、必要な立看板、保安柵、ロープ、拡声器等の資材を準備しておくこと。</p> <p>ク 通行止めをして行う工事及び作業については、地域住民に対し、あらかじめ通行止め箇所を知らせるなどの措置を講じさせること。</p> <p>(2) 管路埋設工事</p> <p>管路埋設工事については、前記(1)道路工事の各事項の規定に基づくほか、次に定めるところによる。</p> <p>ア 掘削場所は、工事時間以外は交通の妨害とならないよう路面の復旧又は覆工を行わせること。</p> <p>イ 掘削現場で、工程上やむを得ない事情で開口部を設けて工事を中</p>

断する場合には、工事現場における保安施設等の設置基準（別表第1。以下「保安施設等設置基準」という。）に定める保安施設を設置して、交通の危険を防止する措置を講じさせること。

ウ 工事用資材及び機具を工事現場に搬入する場合は、必要最小限のものとし、直ちに掘削土砂等を道路外に搬出させること。

(3) 軌道工事

軌道工事については、前記(1)道路工事及び(2)管路埋設工事の各事項の規定に基づくほか、次に定めるところによる。

ア 工事は、両側軌道を同時に行わせないこと。ただし、分岐点等でやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 工事中における工事用資機材及び機具の置場は、努めて軌道敷内とさせること。ただし、歩道のある場所で交通の妨害とならない場合は、歩道の幅員1メートルの部分に限り使用させることができる。

(4) 地下鉄工事等

地下鉄工事等については、前記(1)道路工事及び(2)管路埋設工事の各事項の規定に基づくほか、次に定めるところによる。

ただし、前記(1)道路工事の工区の延長に関する規定は、適用しないものとする。

ア くい打ち工事に伴う布掘り（つぼ掘りを含む。以下同じ。）は、幅1メートル以内とさせ、くい打ち後は、直ちに路面の復旧又は路面の覆工を行い、交通の妨害とならないようにさせること。

イ くい打ち工事（くい抜き工事を含む。）に使用する道路の延長は、布掘り及び資機材置場を含めて、くい打ち機1基について60メートル以内、その幅は8メートル以内とさせること。

ウ 掘削工事及びトンネルの築造工事は、路面の覆工をして、交通の妨害とならない方法で行わせること。

エ ホッパーを設置する場合は、交差点及び横断歩道から10メートル以内の場所、その他交通の妨害となる場所を避けさせること。

また、同時に2以上のホッパーを設置する場合は、その間隔を30メートル以上とさせ、千鳥式に設置させないこと。

オ 土砂搬出用ホッパーの幅は6メートル以内、板囲いの長さは12メートル以内とさせること。

(5) 高架橋作業

ア 作業のために使用する道路の幅は、その2分の1以下とさせること。ただし、作業が技術的に困難な場合は、この限りでない。

イ けた仮受台は、努めて道路上に設けさせないこと。

(6) 架空線作業

ア 路面電車の架空線作業は100メートル以内、電気、電話等の架空線作業は500メートル以内に分割して行わせること。

イ 作業のためにはしご、柱等を使用する場合は、各路端又は舗道上の端とさせること。ただし、やむを得ない場合は、昼間は赤旗（おおむね0.5メートル平方）を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要

	<p>員を配置して、車道上で行わせることができる。</p> <p>(7) マンホール作業</p> <p>ア 機械力によるケーブル等の引込み作業及び下水管しゅんせつ作業に使用する道路の延長は、マンホール1個について12メートル以内、その幅は3メートル以内とさせること。</p> <p>イ 前記ア以外の作業に使用する道路の延長は、マンホール1個について長さ3メートル以内、その幅は1.5メートル以内とさせること。</p> <p>ウ 作業中は、必ず道路上に保安施設（夜間は灯火装置又は反射式の保安施設）を設置させるとともに、保安要員を配置させること。</p> <p>(8) ゴンドラ作業</p> <p>ア 作業の許可に際しては、ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）第8条に定めるゴンドラ検査証の提示を求め、当該ゴンドラが所轄労働基準監督署長の設置許可を受けたものであることを確認すること。</p> <p>イ 作業に際しては、事前にゴンドラ本体及び取付各部の装置を十分点検させ、異状のないことを確かめてから着手させること。</p> <p>ウ 落下物の防護措置を講じさせるとともに、落下物の予想させる道路上には、保安柵等を設置させること。</p> <p>エ 作業時間以外は、ゴンドラその他の物件を道路上空に懸垂し、又は路面に置かせないこと。</p> <p>オ 作業に際しては、ゴンドラ本体その他の物件が道路上に落下しないよう慎重に行わせること。</p> <p>カ 作業中は、洗剤、油類、汚水等が道路に落下又は飛散しないよう十分な防護を行わせること。</p> <p>キ 作業中は、現場道路に保安要員を配置させるとともに、常にゴンドラの移動に合わせて路面の保安柵等を移設させ、道路の使用範囲を明確にさせること。</p>
<p>3 施工時間の制限</p>	<p>施工時間は、次の定めるところによる。ただし、騒音、振動等の防止その他公害防止上やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 夜間工事</p> <p>次に掲げる工事は、午後7時から翌日午前7時までの夜間工事とさせ、工事時間以外は、路面の復旧、路面の覆工を行い、交通の妨害とならないようにさせること。</p> <p>(ア) 主要幹線道路、バス道路、繁華街の道路、車両の通行禁止道路（歩行者道路）等交通の頻繁な道路の工事（軽易な工事で交通の妨害にならないものを除く。）</p> <p>(イ) 踏切及びその前後30メートル以内の道路の工事（交通閑散な場所の工事を除く。）</p> <p>(ウ) 車両の通行を禁止して行う工事又は近くにう回路がない場合で著しく交通の妨害となる工事</p> <p>イ 昼夜連続工事</p> <p>次に掲げる工事は、昼夜連続工事とさせること。</p>

	<p>(ア) 前記アの夜間工事であつて、昼間に路面の復旧又は路面の覆工をすることが技術的に困難な工事</p> <p>(イ) 著しく交通の妨害となるもので、短時間に完成させる必要がある工事</p> <p>ウ 夜間作業</p> <p>次に掲げる工事は、午後7時から翌日午前7時までの夜間作業とさせ、作業時間以外は、交通の妨害とならないようにさせること。</p> <p>(ア) 高架橋作業（落下物防護施設を完備してから行う橋上の作業を除く。）及び路面電車の架空線作業</p> <p>(イ) 交通の頻繁な道路（前記ア夜間工事の(ア)の事項参照）におけるマンホール作業及びゴンドラ作業。ただし、交通の妨害とならない場合は、この限りでない。</p>
4 保安施設の設置	<p>(1) 道路工事等の現場に、許可又は施工上の条件として、保安施設、道路標識等の整備に関する条件を付するときは、その必要に応じ、保安施設等設置基準による保安施設を設置させること。</p> <p>ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路の工事現場については、当該道路管理者があらかじめ定めた保安施設を設置させること。</p> <p>(2) 高架橋作業、架空線作業、マンホール作業及びゴンドラ作業に際し、保安施設等設置の条件を付するときは、保安施設等設置基準に定める保安施設を指定して設置させること。</p>

第5 工作物（法第77条第1項第2号に掲げる道路使用）

項目	要旨
1 範囲	<p>法第77条第1項第2号にいう工作物とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 公共的使用 公衆電話ボックス、郵便ポスト、電柱、電気変圧塔、火災報知機、消火栓等表示施設、バス停留所等の上屋、路面電車停留場標識、バス停留所（タクシーのりば）標識、掲示板、街路灯等</p> <p>イ 広告物使用 石碑、銅像、広告物の類、取付看板の類、アーチ、立看板、横断幕、取付広告物、飾付け等</p> <p>ウ 建築物使用 アーケード、上空通路、上空工作物、舞台、やぐら、建築作業用工作物、建物に付設する日よけの類等</p>
2 許可の基準等	<p>(1) 公共的使用</p> <p>ア 公衆電話ボックス及び郵便ポスト</p> <p>(ア) 公衆電話ボックスの設置場所は、橋詰広場等交通の妨害とならない場所又は幅員が4メートル以上の歩道上とさせること。ただし、既設の電柱等の付近に設けるもので交通の妨害とならない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 郵便ポストの設置場所は、歩道上又は歩車道の区別のない道路の端とさせること。</p> <p>(ウ) 歩道上に設ける場合は、歩車道境界石の車道側から0.5メートル離れた位置とさせること。</p> <p>(エ) 交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から15メートル以内の場所には、設置させないこと。</p>

(カ) 広告の類を表示させないこと。

イ 電柱、電気変圧塔及び火災報知機

(ア) 歩道に設置する場合は、歩車道境界石に接近させるか、又は路端とさせること。

(イ) 歩車道の区別がない道路に設置する場合は、路端とさせること。

(ウ) 交差点及び横断歩道内には、努めて設置させないこと。

ウ 消火栓等表示施設

(ア) 標識は、消火栓等の設置位置、道路状況等から設置上特に困難な条件にある場合のほか、消火栓等の設置位置から5メートル以内に設置させること。

(イ) 信号機又は道路標識の効用を妨げる場合には、設置させないこと。

(ウ) 標識は、路端又は歩車道境界石に接近した歩道上に設置させること。

(エ) 標識の大きさは、直径0.6メートル以内の円形とさせ、柱以外の構造部分の下端は、路面から1.8メートル以上（突出式の場合は4.5メートル）とさせること。

(カ) 原則として、広告物の類を添加させないこと。

エ バス停留所等の上屋

(ア) 車いす利用者が無理なくすれ違ふことができ、また、最も混雑する時間帯であっても歩行者等が円滑に通行することのできる有効幅員が確保された歩道等であること。

(イ) 交差点、横断歩道、道路外に出入りする地点の近傍等、車両の運転者の視野を妨げることのない場所であること。

(ウ) 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、それを利用する視覚障害者の通行の妨げとならないよう、当該ブロックとの間に十分な間隔が確保されること。

(エ) 上屋の構造、色彩等は、車両の運転者の視野を妨げないもの、視線を誘導するものではないもの等、交通の安全と円滑に支障がないと認められるものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

(カ) 上屋の壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

(キ) 上屋の壁面の面数は、3面以内であること。

(ク) 上屋の壁面の材質は、広告物の添加部分を除き、透明で容易に反対側を見通すことができるものであること。

オ 路面電車停留場標識

(ア) 既設の路側柱等に設置する場合は、時間表、案内地図等を含めて縦2.4メートル以内、横0.6メートル以内とさせること。

(イ) 安全地帯等に設置する照明入りのものについては、縦1.5メートル、横0.4メートル以内、照明板の下端は路面から1.5メートル以上とさせること。

(ウ) 標示板には、原則として広告物の類を添加させないこと。

カ バス停留所（タクシーのりば）標識

(ア) 標示板設置の位置は、「バス停留所設置安全基準について」（昭52. 3. 29道本例規(交規)第10号)に適合するものとさせること。

(イ) 標示板の上部は、路面から3メートル以内、その大きさは縦・横いずれも0.6メートル以内とさせること。

(ウ) 標示板の下段に時間表及び案内地図を添加する場合又は照明入りのものとする場合における板幅は、0.45メートル以内とさせること。

(エ) 標示板には、原則として広告物の類を添加させないこと。

キ 掲示板

(ア) 原則として、官公署が設置するものに限ること。

(イ) 掲示板の大きさは、路面からの高さ2.5メートル以内、幅2メートル以内、奥行0.2メートル以内とさせること。

(ウ) 設置場所は、路端（歩道上では民地寄り）とさせ、道路に平行して設置するものに限ること。

(エ) 原則として、交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から5メートル以内の場所には設置させないこと。

ク 街路灯

(ア) 道路を横断するアーチ型（こ道式）のものは、設置させないこと。

(イ) 柱は、努めて金属性のものとさせること。

(ウ) アーム式の突出部の下端は、路面から4.5メートル以上、その出幅は柱から2メートル以内とさせること。

(エ) 灯火の色は、赤、黄、青の原色を使用させないこと。

(オ) 街路灯への表示事項は、商店会名、地名又は街路名に限ること。

(2) 広告物使用

ア 石碑及び銅像

(ア) 設置場所は、橋詰広場、道路緑地帯等交通の妨害とならない場所に限ること。

(イ) 見通しを妨害するおそれのないものに限ること。

イ 広告塔及び飾塔の類

(ア) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限ること。

(イ) 工作物の大きさは、方径又は直径1メートル以内、高さは路面から5メートル以下とさせること。

(ウ) 設置場所は、橋詰広場、分離帯、道路緑地帯等交通の妨害とならない場所に限ること。

(エ) 見通しを妨害するおそれのないものに限ること。

ウ 取付看板、標旗及び標灯の類（店舗、事務所等に表示するもの）

(ア) 工作物の下端は、歩道上の場合は路面から3メートル以上、歩

車道の区別のない場合は路面から4.5メートル以上とさせること。

(イ) 工作物の出幅は、下端の高さ3メートル以上6メートル未満では0.5メートル以内、下端の高さ6メートル以上では1.5メートル以内とさせること。

(ウ) 標灯の場合は、点滅式でない構造で、信号機の効用を妨害しないものとさせること。

エ アーチの類

(ア) 原則として、車両の通行が禁止されていない道路には設置させないこと。

(イ) 柱以外の構造部分の下端は、路面から4.5メートル以上とさせること。ただし、アーケードの両端に設置するものについては、アーケードのはり以上の高さとする。

(ウ) 柱の大きさは、方径又は直径0.4メートル以内とさせること。

(エ) 柱の設置場所は、交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から5メートル以上離れた路端とさせること。

オ 立看板の類

(ア) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限ること。

(イ) 設置場所は、努めて路端とさせ、道路標識の効用及び見通しを妨害しないものとさせること。

(ウ) 板面の大きさは、幅0.9メートル以内、高さは路面から3メートル以内とさせること。

カ 横断幕

(ア) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限ること。

(イ) 主要幹線道路には、努めて掲出させないこと。ただし、歩道橋こう欄等に固着させ、剥離のおそれのない場合は、この限りでない。

(ウ) 横断幕の下端は、路面から5メートル以上とさせること。

(エ) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものとさせること。

キ 取付広告物の類（突出広告物をいい、単に工作物に巻きつけるもの、貼りつけるもの又は塗りつけるものは含まない。）

(ア) 電柱類に取り付ける広告物の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.4メートル以内、出幅0.6メートルとさせること。

(イ) 街路燈柱に取り付ける広告物の大きさは、縦1メートル以内、出幅0.5メートル以内とさせること。

(ウ) 広告物の下端は、路面から4.5メートル以上とさせること。

(エ) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものとさせること。

ク 飾付け

(ア) のぼり、小旗、ちょうちん、造花等による街頭の飾付けは、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限ること。

(イ) 設置場所は、路端とさせ、出幅は0.6メートル以内とさせること。ただし、小型のものを既設工作物に取り付ける場合で、交通の妨害とならないときは、この限りでない。

(ウ) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものとさせること。

(3) 建築物使用

ア アーケード

(ア) 車両の通行が禁止されていない道路には、設置させないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合は、この限りでない。

(イ) 道路管理者、建築主事、警察署長、消防署長等からなる連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、それぞれの所管事項に係る事務に関して支障がない旨意見が一致した場合に限ること。

(ウ) 道路の片側又は両側に設けるアーケードは、路面から4.5メートル以上とさせること。ただし、歩道に設ける場合で、側面建築物の軒高が一般に低く、2階からの避難等を妨げるおそれがあるときは、3メートルまで緩和することができる。

(エ) 道路の全面を覆うアーケードは、路面から6メートル以上とさせること。ただし、側面建築物の軒高が一定し、交通上支障がない場合は、4.5メートルまで緩和することができる。

(オ) アーケードには、恒久的な広告物等の塗装若しくは添加又は恒久的な装飾をさせないこと。ただし、アーケードの両端における商店街名、地名、街路名等の表示で、アーケードのほり以上の高さに設けるときは、この限りでない。

イ 上空通路

(ア) 通路は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。

(イ) 信号機若しくは道路標識の効用を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。

(ウ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所には設置させないこと。

(エ) 路面からの高さは、電線、電車線等に支障を及ぼさないものであること。

(オ) 通路を支える柱を、できる限り道路内に設けないこと。

(カ) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加しないこと。

ウ 上空工作物

(ア) 工作物の下端は、路面から5.5メートル以上とさせること。

(イ) 工作物を支える柱は、道路内に設置させないこと。

(ウ) 交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から15メートル以内には設置させないこと。

(エ) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものとさせること。

	<p>エ 舞台及びやぐら</p> <p>(7) 祭礼、盆踊り等社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限ること。</p> <p>(イ) 交通の妨害となる場所には、努めて設置させないこと。</p> <p>(ウ) 工作物は、倒壊のおそれのない堅固な構造のものとさせること。</p> <p>オ 建築作業用工作物</p> <p>(7) 工事中板囲い及び足場の土幅は、路端から1メートル以内とさせ、板囲いの高さは、路面から2メートル以上とさせること。ただし、足場の出幅は、その下端が歩道路面から3メートル以上の高さとするときは、歩道の車道側から0.5メートルの場所までとすることができる。</p> <p>(イ) 工事中詰所は、幅3メートル以上の歩道上のみに設置させること。また柱は、路端（板囲いのある場合は、その内側）及び歩車道境界石に接近して設けさせ、路面から3メートル以上、方杖の下端は路面から2.5メートル以上とさせること。</p> <p>(ウ) 工事中板囲い、足場及び詰所の棚下には、夜間照明施設及び落下物防止の施設を設けさせること。</p> <p>(エ) 工事中板囲い、足場及び詰所の設置に当たっては、交差点の見通しを妨げ、又は信号機若しくは道路標識の効用を妨害しないものとさせること。</p> <p>(オ) 広告の類を表示させないこと。</p> <p>カ 建物に付設する日よけの類等</p> <p>(7) 道路に柱を立てない構造のものに限ること。</p> <p>(イ) 日よけ等の下端は、路面から2.5メートル以上とさせること。</p> <p>(ウ) 巻上げ式の方杖の下端は、路面から1.5メートル以上とさせること。</p> <p>(エ) 日よけ等の覆部は、布、ビニール類とさせ、赤、黄、青の原色を使用させないこと。</p>
3 保安施設の設置	<p>工作物の設置に際して、道路を掘削し、又は交通の危険のおそれがある場合は、保安施設等設置基準による必要な保安柵、注意灯、照明灯等を設置させること。</p>

第6 露店、屋台店等（法第77条第1項第3号に掲げる道路使用）

項 目	要 旨
1 範 囲	<p>法第77条第1項第3号にいう露店、屋台店等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 露店及び屋台店</p> <p>イ 新聞売り、宝くじ売り、靴みがき等</p>
2 許可の基準等	<p>(1) 露店及び屋台店</p> <p>ア 主要幹線道路、バス道路、歩行者用道路、駐車禁止道路、一方通行道路等交通頻繁な道路では、許可しないこと。ただし、祭礼、縁日等で臨時的なものはこの限りでない。</p> <p>イ 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。</p>

	<p>ウ 交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から5メートル以内並びに映画館、劇場、病院等の出入口を避けさせること。</p> <p>エ 道路の幅が6メートル未満となる場所では、許可しないこと。ただし、交通上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 新聞売り、宝くじ売り、靴みがき等</p> <p>ア 交通の妨害とならない場所に限ること。</p> <p>イ 交差点、道路の曲がり角及び横断歩道から5メートル以内の場所並びに百貨店、劇場等の出入口を避けさせること。</p> <p>ウ 出店位置は、歩車道の区別がある道路では歩道上の路端又は歩車道の境界石に接着した場所、歩道上の区別がない道路では路端に接着させること。</p> <p>エ 道路使用の範囲は、おおむね1平方メートル以内とさせること。</p> <p>オ 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。</p>
--	--

第7 公安委員会の定める行為（法第77条第1項第4号に掲げる道路使用）

項 目	要 旨
1 範 囲	法第77条第1項第4号の規定による公安委員会の定める行為の範囲は、細則第20条各号に定めるところによる。
2 許可の基準等	<p>(1) みこし、山車、踊屋台等（細則第20条第1号）</p> <p>ア 主要幹線道路及び歩行者用道路では、努めて抑制すること。ただし、道路を横断の場合又は祭礼行事の運営上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 通行区分は、当該道路又は交通の状況によって指定すること。</p> <p>ウ 1台ごとに責任者を定め、その指揮に従わせるとともに、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置させること。</p> <p>エ 自動車に積載する場合を除き、一般歩行の程度の速度で通行させること。</p> <p>オ ジグザグに通行させないこと。</p> <p>カ 危険防止のためやむを得ない場合のほか、後退させないこと。</p> <p>キ 法令の規定若しくは警察官の指示により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほかは、みだりに運行を停止させないこと。</p> <p>ク 山車に乗車する人員は、乗車装置に座れる程度の人員に限るとともに、転落を防止するため必要な措置を講じさせること。</p> <p>ケ 酒気を帯びている者は、山車等に乗車させ、又はその操作をさせないこと。</p> <p>(2) ロケーション、撮影会、街頭録音会等（細則第20条第2号）</p> <p>ア 交通の妨害となる場所では、できるだけ避けさせること。</p> <p>イ 必要数の自主整理員を配置させること。</p> <p>ウ 照明灯、投光器等を使用する場合は、車両等の運転者の目を幻惑しないようにさせること。</p> <p>エ 資材又は機械器具の類は、交通の妨害となる場所に置かせないこと。</p> <p>オ 道路でサイン行為をさせないこと。</p>

(3) 祭礼行事、式典等（細則第20条第3号）

ア 祭礼、式典等に伴い、道路に仮屋、祭壇等を設ける場合は、これを工作物使用として取り扱うことなく、祭礼使用として取り扱うこと。

イ 仮屋、祭壇等を設置する場合は、道路広場、橋詰広場、その他交通の妨害とならない場所にさせること。ただし、道路及び橋の開通式でやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 道路上における祭事は、できるだけ短時間とさせること。

エ 必要数の自主整理員を配置し、交通のう回誘導を行わせること。

(4) 駅伝、マラソン、ラリー等の競技会（細則第20条第3号）

ア 主要幹線道路及び交通頻繁な道路においては、努めて抑制すること。ただし、朝夕のラッシュ時間帯を避けて行う場合又は日曜日・休日に行う場合は、この限りでない。

イ 通行区分は、当該道路又は交通の状況によって指定すること。

ウ 交差点、道路の曲がり角その他交通上危険な場所においては、必要数の自主整理員を配置させること。

エ 審判車、連絡車等競技に使用する自動車は、必要最小限度とし、応援用のものは認めないこと。

オ 車両による競技は認めないこと。ただし、自動車ロードレース、ラリー等でやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

カ 出発及び到着地点は、広場、競技場等とさせ、できる限り道路上を避けさせること。

キ 中継地点は、努めて一般交通の妨害とならない待避所、空地等とさせること。

(5) パレード、集団行進等（細則第20条第3号）

ア 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年札幌市条例第49号。以下「公安条例」という。）に基づく許可と競合する場合は、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程（昭和43年道公安委員会規程第3号。以下「公安条例運用規程」という。）の定めにより取り扱うこと。この場合、地下街における集会、集団行進及び集団示威運動は、申請があっても管理者において認めない方針であるので、その取扱いに当たっては、申請者に対して計画を変更して他の場所で行うなどの行政指導を行うこと。

イ パレード、集団行進等は、なるべく昼間とし、朝夕のラッシュ時間帯及び交通の頻繁な道路上では、努めて抑制すること。ただし、日曜日・休日に行う場合、又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 車両を使用する場合については、次によること。

(ア) 通行区分は、当該道路又は交通の状況によって指定すること。

(イ) 多数の車両を使用する場合は、おおむね自動車（四輪のものに限る。）は5台、自動二輪車及び原動機付自転車は10台、自転車

は15台を1隊として区分させ、各隊ごとに責任者をつけさせること。

(ウ) 行進隊形は、1列縦隊で、各隊間の距離はおおむね50メートル以上とさせること。

(エ) 種別の異なった車両を使用する場合は、努めて種別ごとに区分して、隊を編成させること。

(オ) 行進速度は、おおむね一般走行時並みの速度とさせること。

(カ) 努めて右折しないコースとさせること。

エ 歩行者が行進する場合については、次によること。

(ア) ジグザグ行進、渦巻行進、遅足行進又は殊更に立ち止まり、座り込み、車道一杯に広がるなどの行為はさせないこと。

(イ) 行進隊形は、道路又は交通の状況により2列ないし4列の縦隊を基準とさせ、多数の人員が参加するときは、150人ないし200人を1隊として区分し、各隊ごとに責任者をつけさせること。

(ウ) 各隊間の距離は、50メートル以上とさせること。

(エ) 通行区分は、当該道路又は交通の状況によって指定すること。

(6) 演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝、放送等（細則第20条第4号）

ア 道路広場、公園等で交通の妨害とならない場所に限ること。

イ 必要な自主整理員を配置し、一般交通の整理に当たらせること。

ウ 拡声器を使用する場合は、みだりに音量を大きくさせないこと。

エ 車両に取り付けた拡声器を使用する場合は、当該車両の駐車位置を明示し、努めて交通の妨害を少なくさせる位置とさせること。

オ 道路でサイン行為をさせないこと。

カ 朝夕のラッシュ時間帯及び夜間は、努めて避けさせること。

(7) 消防、避難、救護その他の訓練（細則第20条第5号）

ア できる限り夜間を避け、当該道路における交通量の少ない時間帯に行わせること。

イ 訓練に必要な資機材等は、努めて道路上に置かせないこと。

ウ 危険防止のため警戒員の配置、安全柵の設置等適宜な措置を講じさせること。

(8) 宣伝物、印刷物の散布（細則第20条第6号）

ア 花吹雪等の散布使用の許可は、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合に限ること。

イ 散布しようとする物は、通行人に危害を及ぼすおそれのないものに限ること。

ウ 進行中の車両から散布させないこと。

エ 交差点又はその付近では、散布させないこと。

オ 散布した物は、事後申請者の責任において回収させること。

第3章 許可の事務手続等

第8 許可の件数及び期間

許可の件数及び期間の基準は、次表のとおりとする。

使用の分類	件数の基準	期間の基準	備考
道路工事等	1 工事箇所を 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に 2 以上の箇所で工事をするときは、工期が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	申請の期間以内	
架空線作業	1 作業箇所を 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に 2 以上の箇所で作業をするときは、作業期間が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	同上	電柱設置に引き続いて行う場合は、電柱設置に含めて許可することができる。
高架橋作業、マンホール作業及びゴンドラ作業	同上	同上	
公衆電話ボックス、郵便ポスト、電柱、電気変圧塔、火災報知機、消火栓等表示施設、バス停留所等の上屋、路面電車停留場標識、バス停留所標識、掲示板、街路灯及び取付広告物の類	1 箇所 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に 2 以上の箇所に設置するときは、30 日以内に設置できるものをまとめて 1 件とすることができる。	道路管理者の占用許可の期間と同一	
アーチの類及びアーケード	同上	同上	アーケードと同時に設置するアーチは、アーケードに含めて許可することができる。
石碑、銅像、上空通路、上空工作物、建築作業用工作物、建物に付設する日よけの類等	1 箇所 1 件とする。	同上	
広告塔、舞台及びやぐらの類	同上	申請の期間以内	
飾付けの類、取付看板の類及び立看板	1 箇所を 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に 2 以上の箇所に設置するときは、	同上	

	まとめて1件とすることができる。		
横断幕	同上	30日以内	
露店、新聞売り、宝くじ売り及び靴みがき	出店場所1箇所を1件とする。	6箇月以内	許可の日に関係なく、その月から起算する。
みこし、山車、踊屋台等	一つの催しを1件とする。ただし、同一申請者が1祭礼に2以上のものを出すときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内	
ロケーション、撮影会、演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝、放送、消防訓練及び印刷物等の散布	1箇所で行うものを1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において2以上の箇所で行うときは、これを1件とすることができる。	同上	
駅伝、マラソン、ラリー等	1競技について1件とする。	同上	
パレード、集団行進等	一つの催しを1件とする。	同上	

第9 許可申請書の受理、審査等

法第77条第1項第1号から第4号までの道路使用許可申請書の受理、審査等は、次により行うものとする。

項 目	要 旨
1 申請書の受理	<p>(1) 許可申請は、道路使用許可申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）により受理すること。ただし、この様式は規則第10条の規定に基づく申請書の様式に手数料ちょう付欄を付加したものであるから、規則所定の書式で内容を具備している場合は、そのまま受理すること。</p> <p>(2) 申請書を受理したときは、道路使用許可事務処理簿（別記第2号様式）（以下「事務処理簿」という。）に受理番号、受理月日、申請者等の必要事項を記入の上、申請書には日付印を押し、事務処理簿と同一の受理番号を記入すること。</p> <p>(2) 道路使用許可と道路管理者の行う道路占用許可が競合する場合は、努めて当該道路管理者を経由して受理すること。</p> <p>(3) 認定道路以外の河川敷道路、下水道敷道路、公園内道路、港湾道路等の使用は、それぞれの管理者と事前協議の上受理すること。</p> <p>(4) 前記(2)及び(3)の事項に該当しない申請書は、当該場所を管轄する警察署において受理すること。</p> <p>(5) 道路使用許可と道路占用許可が競合する場合の申請書は、法令上警察署長（以下「署長」という。）又は道路管理者のいずれでも一括して受理できることになっているので、これらの申請書が直接署長に提出された場合は、これを受理し、関係する道路管理者と打合せの上措</p>

	<p>置すること。</p> <p>(6) 工作物の許可申請に際し、これらの設置工事又は設置作業を伴う場合は、工作物自体による道路使用と工事又は作業による道路使用とが競合するが、このような場合は、それぞれの許可基準を勘案し、一括して1件として申請すること。ただし、盆踊り等の場合で、踊り終了と同時にやぐらを道路外に移動するときは一括1件とし、やぐらを終日設置したままとするときは別個に申請させること。</p>
2 申請書の添付書類	<p>道路使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付させること。</p> <p>ア 道路使用の場所、位置及びその付近を記載した見取図</p> <p>イ 道路使用の範囲を明示した見取図及び断面図</p> <p>ウ 工作物の設計書、仕様書又は図面（道路使用の内容が軽易なものについては、その一部又は全部を省略させることができる。）</p> <p>エ 官公署の許可書、認可書若しくは確認書又はその写し（他の官公署の許可、認可又は確認を必要とするものに限る。）</p> <p>オ 同意書又はその写し（土地、建物の所有者若しくは占有者又は居住者の同意を必要とするものに限る。）</p>
3 申請書の審査	<p>(1) 申請書の受理に際しては、次の事項を確認すること。</p> <p>ア 記載事項の適否</p> <p>イ 他の法令による申請又は許（認）可の有無</p> <p>ウ 他の工事等との競合の有無</p> <p>エ 日時、場所及び経路の適否</p> <p>オ 使用の方法及び形態の適否</p> <p>(2) 申請書の受理に際して添付書類等が不備の場合は、これを受理することなく、一旦申請者に差し戻し、警察許可が不当に長時間を要したなどの苦情を受けることがないように配慮すること。</p>
4 現地調査	<p>署長は、申請書を受理したときは、原則として現地調査を行い、許可若しくは不許可を判断し、又は必要な条件を付するものとする。ただし、特に信用すべき事由があり、かつ、使用の方法、形態、道路又は交通の状況等により現地調査の必要がないと認められる場合は、現地調査を省略することができる。</p>
5 関係署長への通報	<p>(1) 道路使用許可の申請があった場合又は法第80条第1項の規定により道路管理者から協議を受けた場合において、当該道路使用の場所が2以上の警察署の管轄（同一公安委員会の管理に属する場合に限る。）にわたるときは、主たる管轄署長は、他の関係署長に協議した後措置すること。この場合、主たる管轄署長が判然としないときは、関係署長の間において協議して定めるものとする。</p> <p>(2) 前記(1)に掲げる申請又は協議があった場合において、当該行為により他の警察署管内の交通に支障を生ずるおそれがあるときは、関係署長と意見調整を行い、措置するものとする。</p> <p>(3) 主たる管轄署長は、前記(1)及び(2)に規定する措置により許可したときは、速やかにその写しを関係署長に送付するものとする。</p>
6 本部に対する	<p>(1) 署長は道路使用許可申請を受理し許可したもののうち、次に掲げる</p>

報告	<p>ものについては、道路使用許可上申書（別記第3号様式）により、当該本部長に報告すること。</p> <p>ア 主要幹線道路で回路を設け又は路面の覆工をして行う大規模な工事</p> <p>イ 交通頻繁な道路で30日以上にわたり同一場所で交通規制を実施する必要がある工事</p> <p>ウ アーケード及び上空通路の設置</p> <p>エ 道路使用許可に関して社会問題に発展し又は発展するおそれのある場合</p> <p>(2) この要領に定める道路使用の種類以外のもの及び許可について疑義のあるものについては、事前に本部に報告して指示を受けること。</p>
7 許可証の作成及び交付	<p>(1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄の記載及び押印により作成すること。</p> <p>(2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証原本につづってそれぞれ契印すること。</p> <p>(3) 道路工事等の許可条件は、工事及び作業の許可・施工の条件（別表第2。以下「許可・施工条件」という。）に掲げるところを加除又は抜粋して作成すること。ただし、軽易なもので、その必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 道路使用許可と道路占用許可が競合する場合であって、道路管理者から占用許可について協議を受けたときは、当該道路管理者に意見を回答し、許可見通しを確認した後、道路使用許可証を交付すること。</p>
8 申請手数料の徴収	<p>道路使用許可の申請手数料の徴収については、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号。以下「手数料条例」という。）及び北海道収入証紙条例（昭和39年4月1日条例第26号。以下「証紙条例」という。）に基づいて行う。</p> <p>ア 申請手数料は、手数料条例に定める金額にあたる収入証紙を申請書にちょう付させて徴収する。</p> <p>なお、電子申請に係る手数料徴収については、証紙条例第3条に定める、収入証紙による納付の特例の方法をもってすることができる。</p> <p>イ 国又は地方公共団体の申請に係るものについては手数料を免除する。ただし、申請者が当該機関の代表者若しくは責任者であって、使用目的が当該機関の通常の業務の範囲内である場合に限るものとする。</p>
9 記載事項の変更	<p>許可証の交付を受けた者から、法第78条第4項の規定に基づき道路使用許可証記載事項変更届を受理した場合は、その内容を調査の上、道路使用の目的、場所、期間等その内容が実質的に異なることとならない限り、当該許可証に変更に係る事項を記載するとともに、変更届を許可証原本に添付しておくこと。</p>
10 許可証の再交付	<p>(1) 許可証の交付を受けた者から法第78条第5項に基づき道路使用許可証再交付申請書を受理した場合は、許可証原本と照合審査の上、再交</p>

	<p>付すること。</p> <p>(2) 再交付する許可証には、右上部欄外に「再交付」と朱書するとともに、その旨を許可証原本及び許可台帳に記載し、その措置を明らかにしておくこと。</p> <p>(3) 許可証の再交付に当たっては、手数料を徴収しないこと。</p>
11 許可台帳の作成	<p>道路使用許可のうち次に掲げるものについては、許可台帳を作成し、その経過を明らかにしておくこと。</p> <p>ア 石碑、銅像、アーチ、アーケード、上空通路及び上空工作物については、工作物許可台帳（別記第4号様式）を作成すること。</p> <p>イ タクシーのりばについては、タクシーのりば許可台帳（別記第5号様式）を作成すること。</p> <p>ウ 露店、屋台店、新聞売り、宝くじ売り、靴みがき等については、露店等許可台帳（別記第6号様式）を作成すること。ただし、祭礼等による臨時的なものについては、この限りでない。</p>
12 事務処理簿の点検要領	<p>(1) 事務処理簿については、各月の月末までに、当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては警部補。以下、「交通課長等」という。）が交付状況（許可証の交付日、交付者欄及び未交付の許可証の連絡状況等）を確認すること。</p> <p>(2) 確認を行った交通課長等は、事務処理簿の欄外に確認日を記載して押印すること。</p>

第10 道路管理者との協議

道路法（昭和27年法律第180号）第32条第5項、法第80条及び命令の規定による道路管理者との協議は、次により行うものとする。

項目	要 旨
1 占用許可に係る協議の回答	<p>道路使用許可と道路占用許可が競合する場合において、道路管理者から占用許可に係る協議を受けたときは、必要な調査を行い、許可の条件その他の意見を付し、道路占用に係る協議について（別記第7号様式）により、当該道路管理者に回答すること。</p>
2 法第80条及び命令に基づく協議に対する回答	<p>(1) 道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合において、道路管理者から協議を受けたときは、必要な調査を行い、工事等の施行の条件その他の意見を付し、道路工事等回答書（別記第8号様式）により回答すること。この場合、施工の条件は、軽易なものでその必要がないと認められるものを除き、許可・施工条件に掲げるところを加除又は抜粋して作成すること。</p> <p>(2) 道路管理者が日常の管理行為として行う道路の維持作業のうち、次に掲げるもので、道路の通行を禁止し又は制限する必要があると認められるときは、あらかじめ予想される作業につき文書で一括協議することができる。この場合、個々の場所については少なくとも前日までに、着手の日及び時間帯については 文書又は口頭（電話によるものを含む。）により、連絡させるようにすること。</p> <p>ア 歩車道の局部的欠損部の修理作業</p> <p>イ 舗装道におけるポットホール及び亀裂のてん充又は表面処理作業</p>

	<p>ウ 道路上における柵、駒止め、地点標、道路標識並びに区画線の設置及び維持その他これに類する作業</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)の工事又は作業について、道路管理者が当該工事又は作業を請負人に請け負わせる場合においては、請負人が道路使用許可申請をすれば、命令に基づく道路管理者の協議は必要としないこと。</p>
3 道路法の道路以外の道路の場合における道路管理者の取扱い	<p>道路法の規定による道路以外の河川敷道路、下水道敷道路、公園内道路、港湾道路等の道路管理者が当該道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合は、法第80条の規定は適用されない。したがって、当然に所轄署長の許可を必要とすること。</p>
4 承認工事の取扱い	<p>道路法第24条の規定により、道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて道路に関する工事（いわゆる承認工事）を行う場合において、道路管理者以外の者から道路に関する工事について道路使用許可申請がなされたときは、当該道路管理者の承認書を確認の上、必要な条件を付して許可すること。この場合、道路管理者の承認書に付している条件と道路使用許可の条件が相違するときは、当該道路管理者と電話等によって協議し、措置すること。</p>

第11 許可条件の変更手続等

法第77条第3項に規定する許可条件の付与及び法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続は、次により行うものとする。

項 目	要 旨
1 許可条件の付与（法第77条第3項関係）	<p>(1) 許可条件は、道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るための必要な限度とすること。</p> <p>(2) 許可条件と指導事項は、明確に区別して付すること。また、指導事項については、積極的に活用して、許可行為により障害を生じさせないようにすること。</p> <p>(3) 許可条件に違反した場合は、処罰又は許可取消し等の行政処分の対象となるので、許可条件は工事、作業等の状況により個々具体的に付すること。</p>
2 許可条件の変更等（法第77条第4項関係）	<p>(1) 申請者に対する通知 許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更通知書（別記第9号様式）を申請者に交付するとともに、許可証原本にその経過を記載しておくこと。</p> <p>(2) 道路管理者との連絡 前記(1)の事項の場合において、道路管理者を経由して申請書を受理し、又は道路管理者と協議して許可したときは、あらかじめ、道路使用許可の条件変更について（連絡）（別記第10号様式）を当該道路管理者に送付すること。</p> <p>(3) 道路工事等の協議事項の変更通知 道路の管理者が行う道路の維持、修繕工事のうち、既に協議済みのものについて施工の方法等を変更する特別の必要が生じたときは、あらかじめ、当該道路管理者と協議の上、道路工事等協議事項変更通知</p>

書（別記第11号様式）を送付すること。

第12 許可の取消し又は停止

法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止は、次により行うものとする。

項 目	要 旨
1 許可の取消しの基準	道路使用許可の取消しは、おおむね次の基準により行うこと。 ア 許可条件違反により重大な交通事故を発生させた場合 イ 再度の警告にもかかわらず条件を遵守しない場合 ウ その他交通の安全と円滑を図るため他に手段がないと認められる場合
2 許可の効力の停止の基準	道路使用許可の効力の停止は、おおむね次の基準により行うこと。 ア 許可条件違反により交通事故を発生させた場合 イ 許可条件違反により著しい交通渋滞を生じさせた場合 ウ その他交通の安全と円滑を図るため他に手段がないと認められる場合
3 許可の取消し又はその効力の停止の手續	(1) 許可の条件違反が、現に交通の危険若しくは妨害を生じさせ、又は生じさせるおそれがあると認められる場合は、速やかに当該許可の取消し又はその効力の停止の処分の手續を行うこと。 (2) 法第77条第6項の規定による弁明は、当該処分に係る者（当該道路使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、弁明通知書（別記第12号様式）を交付し、交通課長又は交通課（係）幹部が、当該処分に係る者又はその代理人から、当該事案についての弁明を聴取すること。 (3) 許可の取消し又はその効力の停止の処分を行うに際しては、前記イの弁明を録取した調書のほか、写真又は見取図により、違反の状態を明らかにした報告書及び当該処分に係る者又は関係者等の供述調書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。 (4) 許可の取消し又はその効力の停止の処分は、当該処分に係る者に対し、道路使用許可の取消し・停止通知書（別記第13号様式）を交付するとともに、その期間について許可証を返納させること。 (5) 許可の取消し又はその効力の停止の処分を行うに際し、当該許可行為が道路管理者と協議して許可したものについては、道路使用許可の取消し、停止処分通知書（別記第14号様式）により、速やかに当該道路管理者に通知すること。 (6) 許可の効力を停止する時期は、当該許可条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来許可条件違反を犯さないために必要な日数を加えたものとする。

第13 公安条例に基づく許可の特例

集会、集団行進及び集団示威運動を道路で行う場合は、札幌市内においては、法第77条第1項の規定に基づく署長の道路使用許可と公安条例に基づく公安委員会の許可が競合することとなるが、この場合の事務取扱いは、次により行うものとする。

項 目	要 旨
1 趣旨（規則第	公安条例による公安委員会の許可と道路交通法上の許可とは、それぞれ

10条第3項及び第4項関係)	れ異なる目的を有する法令に基づく規制であるため、両者の許可を必要とするものであり、本来ならば、これに対する許可申請及び許可手続は各別に行われるべきであるが、同一の警察組織に属する公安委員会と署長に対する二重の手続をとることを要求することは適当でないので、許可手続における窓口事務を一本化し、市民の便宜を図ろうというのが、規則第10条第3項及び第4項の趣旨である。
2 許可の手続	<p>(1) 許可申請書の受理</p> <p>公安条例に基づく許可申請書（公安条例運用規程別記様式第1）は、規則第10条第1項各号に定める事項を具備しており、道路交通法上の許可申請と公安条例上の許可申請が同時に行われたものとみなすものとする。</p> <p>(2) 許可証の交付</p> <p>公安条例に基づく公安委員会の許可書（公安条例運用規程別記様式第2及び別記様式第3）の交付に当たっては、当該許可書に署長が道路使用許可申請について許可する旨及び付すべき条件を合わせて記載することによって、その許可書が規則第10条第4項の規定により道路交通法上の許可が同時に行われたものとみなすものとする。</p> <p>(3) 行事が札幌市と他の市町村にまたがる場合の取扱い</p> <p>当該行事が、札幌市内で始まり他の市町村に及ぶ場合、又は他の市町村で始まり札幌市内に及ぶ場合の許可申請書の受理及び許可証の交付の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>ア 札幌市内の警察署に許可申請がなされたときは、その行事の札幌市内における部分については公安条例の許可手続と道路交通法上の許可手続を同時に行い、札幌市以外の部分については規則第10条の定めによる道路使用許可申請書を提出させ、公安条例とは別に許可証を交付すること。</p> <p>イ 札幌市外の警察署に許可申請がなされたときは、法第77条第1項に基づく許可手続のみを行い、公安条例に基づく許可申請書を札幌市内の関係警察署に提出するよう申請者に対し指導すること。</p>
3 道路使用許可申請の手数料	前記2の(1)の事項の定めによる申請手続のあった場合は、道路使用についての許可手数料はこれを徴収しないこと。ただし、前記2の(3)の事項の定めによる申請手続のあった場合には、当該道路使用許可手続の部分に関する許可証交付に際し、第9の8の事項に定める申請手数料を徴収すること。

※ 別表等は省略